

9月の無料相談

※9月21日(月)から23日(水)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 10日(木)・24日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	8日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	16日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着かないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	14日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	11日(金)・18日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	28日(月)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制	
	12日(土)	10:00~15:00			
法律相談	24日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	11日(金)・25日(金)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	11日(金)・25日(金)	13:00~16:00	仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制		
DVヘルプライン(電話相談)	17日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること	

借金で悩んでいませんか？

～消費生活センターに相談してください～

消費生活センターから

☎823-3928

“給料減や失業、病気などで生活が苦しくなり、借金が返せなくなった”、“軽い気持ちで保証人になり突然多額の債務を背負うことになった”など、借金の相談が多く寄せられています。さらに、返済のために新たな借金を繰り返す多重債務も増えています。

多重債務に陥っても、解決の方法が必ずありますので、一刻も早く自分に合った債務整理をして、借金のない生活を取り戻しましょう。

◆債務整理には4つの方法があります。

任意整理…債権者と話し合い、利息制限法に基づいて債務整理を行います。交渉が難しいときは弁護士や司法書士に依頼します。

特定調停…簡易裁判所の調停委員が、債権者との間に入って利息制限法に基づいて合意を成立させる方法です。

自己破産…裁判所に破産の申し立てをして、裁判所の審理により認められれば、破産宣告を受けます。免責決定が出れば、債務がなくなります。

個人再生…債務額により、一定額(一部免除も可能)を3年で支払う計画を立て、裁判所に認可されたうえで返済する方法です。住宅など保持したい資産を処分せず債務整理ができます。

★多重債務に陥らないためには、日頃からの家計管理が大切です。

- ①手取り収入から、毎月必ず出て行く金額(家賃、光熱費など)を引いた残りで支出を考えます。
- ②毎月少しずつでも貯蓄をして、急な出費に備えましょう。
- ③周囲や流行に流されず、自分の身の丈に合った生活をするを心がけましょう。